

## 筆界特定の手続に関する通知

下記１の筆界特定の手続について、下記２の関係人に対する不動産登記法第１３６条第１項及び第１４０条第１項の規定に基づく下記３の通知は、同法第１３６条第２項及び第１４０条第６項の規定により準用する同法第１３３条第２項の規定により掲示する。

令和８年８月１０日

名古屋法務局筆界特定登記官

### 記

#### １ 筆界特定手続の表示

手続番号 令和７年第９０号

対象土地 名古屋市天白区天白町大字八事字山田２４番２８８

名古屋市天白区天白町大字八事字山田２４番２９０

#### ２ 関係人の氏名又は名称

中 川 晃 洋

#### ３ 通知をすべき事項

- (１) 筆界特定手続に係る実地調査及び意見聴取等期日の開催の通知
- (２) 上記(１)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。